

## 第9章 自衛隊の行う国民保護措置（その1）

### 1 国民の保護のための措置の新設

国民保護法の制定に伴い、自衛隊の国民保護措置の実施に万全を期すため、武力攻撃予測事態などにおいて自衛隊が国民保護措置を実施できるように、自衛隊法が改正され、新たな自衛隊の行動として「国民保護等派遣」を自衛隊法77条の4に新設した。

なお、武力攻撃事態において防衛出動が命ぜられている場合や緊急対処事態に対する対処措置として治安出動が命ぜられている場合には、国民保護等派遣を命ずることなく、防衛出動や治安出動などの一環として、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施することとなる。

本規定の新設により、下表のように、あらゆるスペクトラムで自衛隊が相応の対処を為しうる体制が整った。即ち、表中事態欄の「\*印」が今回新設された規定である。

国民保護等派遣に関する規定の概要は次のとおりである。

自衛隊の事態に応ずる行動類型

事態	行動類型
* 武力攻撃予測事態	国民保護等派遣を発令して対処
武力攻撃事態	防衛出動の権限で対処
* 同上（防衛出動撤収後）	国民保護等派遣を発令して対処
緊急対処事態	治安出動の権限で対処
* 同上（治安出動が未発令）	国民保護等派遣を発令して対処

（防衛庁資料による。）

### 2 基本的な考え方

自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施すると共に、国民保護措置については、これに支障を生じない範囲で、住民の避難・救援の支援や、武力攻撃災害への対処を可能な限り実施する。

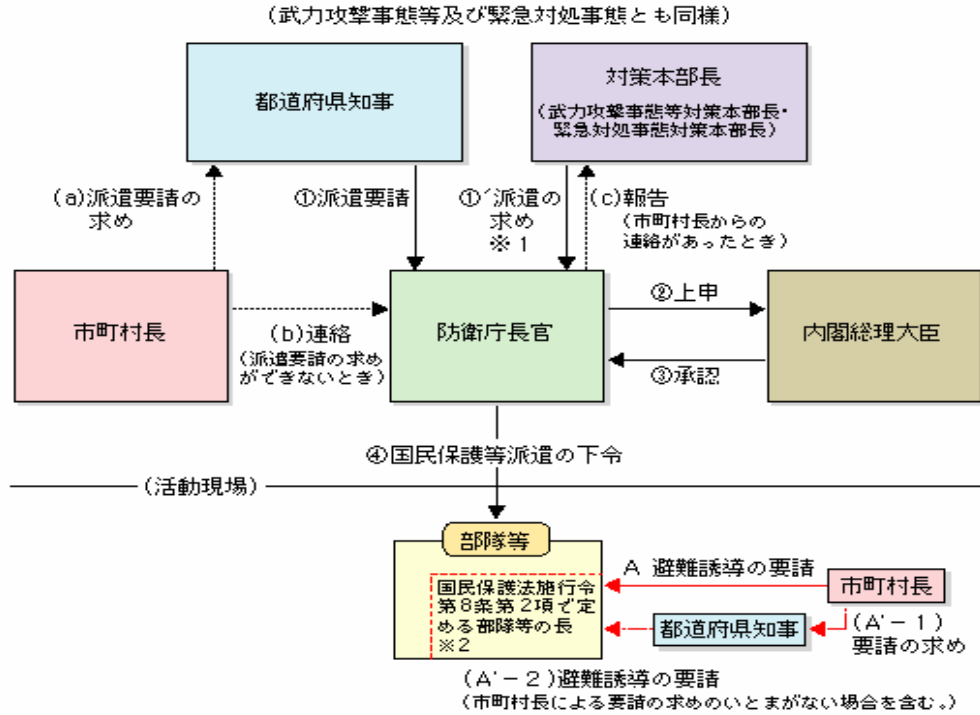
### 3 実施体制の整備

平素から、庁内の連絡調整体制、隊員の非常参集体制を整備しておく。また、長官の補佐体制を確立すると共に、部隊等においても即応態勢を確立する。

#### 4 国民保護措置の実施手続き

防衛庁長官は、都道府県知事からの要請を受けた場合において、事態やむを得ないと認めるとき、又は対策本部長から求めがあったときは、内閣総理大臣の承認を得て、国民保護措置を実施するため、部隊などを派遣することができる。

##### 国民保護等派遣の仕組み



※1 都道府県知事からの要請が行われない場合

※2 (首相官邸HP) [http://www.kanteigo.jp/jp/singi/hogohouse/hogo\\_s.html](http://www.kanteigo.jp/jp/singi/hogohouse/hogo_s.html)

(防衛白書)

都道府県知事からの部隊派遣の要請を受理できる者：総監等、但し予め指定する場合又は連絡が取れない場合は政令指定部隊等の長（陸自の連隊長等）、地方協力本部長は知事の依頼により総監等にその旨を伝達

同じく市町村長から都道府県知事に対する要請の求めが出来ない場合等についてもきめ細かく規定されている。